

電子カルテデスクトップ端末用モニターの調達に関する

一般競争入札公告

岐阜県立多治見病院が使用する電子カルテデスクトップ端末用モニターの調達について一般競争入札を行うので、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程第9条の規定により公告する。

令和5年11月24日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
理事長 近藤 泰三

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量
電子カルテデスクトップ端末用モニター 494台
※ 別添仕様書のとおり
 - (2) 履行期限
令和6年2月29日
 - (3) 納入場所
岐阜県立多治見病院
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者でないこと及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。または、同等の資格を有する者であることを証する以下の書類を提出できるもの
 - (ア) 登記事項証明書（90日以内に発行されたもの）
 - (イ) 消費税等納税証明書（税務署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」（納税証明書（その3））、（その3の2）又は（その3の3））は90日以内に発行されたもの）
 - (ウ) 財務諸表を提出可能な者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がな

れている者を除く。)でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (9) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

電話 0572-22-5311

情報システム課 情報システム担当 水野（内線2582）

mizuno-yasuhiro@tajimi-hospital.jp

(2) 競争入札参加資格の確認

ア. 入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる資格を証明する書類を添付して令和5年12月1日（金）17時までに上記(1)の担当に郵送（必着）又は持参し、参加資格の確認を受けなければならない。

イ. 入札参加資格の確認結果については、入札参加希望者に令和5年12月8日（金）までに連絡する。

ウ. 競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと通知された者は、入札に参加することができない。

エ. 申請後に参加を辞退する場合は令和5年12月11日（月）16時までに上記(1)の担当に辞退届を郵送（必着）又は持参しなければならない。

なお、上記以降に辞退したい場合は入札に参加し、入札時点で辞退すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア. 日時 令和5年12月12日（火）10:00

イ. 場所 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地

岐阜県立多治見病院 中央診療棟3階 会議室

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに入札場所において行う。

(5) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(6) 入札方法等に関する事項

ア. 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ. 入札保証金

免除

ウ. 開札方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

エ. 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の金額をもって入札した者を落札者とする。なお、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内の価格の入札書の提出がない場合は、直ちに再度入札を行う。

また、落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない当院職員にくじを引かせるものとする。

オ. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ・入札者が2以上の入札を行ったとき。
- ・入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- ・入札に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・入札書に記名押印がないとき。
- ・入札書の記載事項の確認ができないとき。
- ・その他病院があらかじめ指定した事項に違反したとき。

カ. 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

キ. 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

ク. その他

- ・一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ・再度入札に付した場合、前回の最低の入札書記載金額と同価格以上で入札書を提出したときは、次回、再度入札に参加できない。
- ・入札書は、あらかじめ病院が指示したものとする。なお、再度入札においても同入札書とする。
- ・入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・入札は、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額で行う。
- ・その他、本入札執行については、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）に定めるところによる。
- ・動作確認に要する費用は入札者が負担するものとする。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

要。ただし、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）第39条に該当するときは免除する。

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。